2025年5月15日

各　　位

会 社 名　株式会社リミックスポイント
代表者名　代表取締役社長 CEO　高橋　由彦
（コード番号：3825）
問合せ先　経営企画部長　馬門　沙弓
（TEL：03-6303-0280）

監査役会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第22期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社への移行及びこれに伴う定款の一部変更を決定し、同定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1.　監査役会設置会社への移行

（1）移行の目的

当社は、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限および責任を集約し、迅速かつ柔軟な経営判断とその実行を可能とする体制を構築するとともに、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役会による取締役会に対する監督・監査機能を強化することにより、牽制機能の充実を図ることを目的として、監査役会設置会社へ移行することを決定いたしました。

（2）移行の時期

2025年6月26日開催予定の当社第22回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査役会設置会社に移行する予定です。

（3）その他

本件に伴う役員人事につきましては、2025年5月15日付「役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

2.　定款の一部変更

（1）変更の目的

上記「1．監査役会設置会社への移行」に記載のとおり、監査役会設置会社への移行に伴い、監査役及び監査役会に関する規定の新設並びに監査等委員及び監査等委員会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

（3）変更の日程

①　定款変更のための株主総会開催日　2025年6月26日（木曜日）
②　定款変更の効力発生日　2025年6月26日（木曜日）

以　上

別紙　定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～42.（条文省略） （新設） 43.～59.（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～42.（現行どおり） 43.　Web３分野への投資 44.～60.（現行どおり）
第３条（条文省略）	第３条（現行どおり）
（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 （新設） (3)会計監査人	（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
第５条～第17条（条文省略）	第５条～第17条（現行どおり）
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ②当会社の監査等委員である取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。 （削除）
（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ②～③（条文省略）	（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②～③（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締	（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削除） （削除）

役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。	
第 21 条（条文省略）	第 21 条（現行どおり）
（取締役会の招集手続） 第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集手続） 第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第 23 条（条文省略）	第 23 条（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第 24 条　当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第 24 条　当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
（取締役会の議事録） 第 25 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 ②～③（条文省略）	（取締役会の議事録） 第 25 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 ②～③（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第 26 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 ②（条文省略） ③取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第 26 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役を選定する。 ②（現行どおり） ③取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役の報酬等） 第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以	（取締役の報酬等） 第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以

下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。	下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第 28 条（条文省略）	第 28 条（現行どおり）
（重要な業務執行の決定の委任） 第 29 条　取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。	（削除）
第 30 条～第 31 条（条文省略）	第 29 条～第 30 条（現行どおり）
第 5 章　監査等委員会	第 5 章　監査役及び監査役会
（新設）	（監査役の員数） 第 31 条　当会社の監査役は、3 名以上とする。
（新設）	（監査役の選任） 第 32 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新設）	（監査役の任期） 第 33 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（新設）	（常勤監査役） 第 34 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査等委員会の招集手続） 第 32 条　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。	（監査役会の招集手続） 第 35 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（新設）	（監査役会の決議方法） 第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（監査等委員会の議事録） 第 33 条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（監査役会の議事録） 第 37 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
（新設）	（監査役の報酬等） 第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査等委員会規程） 第 34 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。	（監査役会規程） 第 39 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（新設）	（監査役の責任免除） 第 40 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第４２３条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額については、法令の定める額とする。
第 35 条～第 36 条（条文省略）	第 41 条～第 42 条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第 37 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第 38 条～第 42 条（条文省略）	第 44 条～第 48 条（現行どおり）
附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第 1 条　当会社は、第 12 期定時株主総会終結前	（削除） （削除）

の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第2条　定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。	（削除）